

県央ブロックごみ処理施設整備候補地
選定業務委託 [その2]

仕 様 書

平成28年4月

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会

総 則

1 業務の目的

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会（以下、「協議会」という。）は、平成 27 年 1 月に「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定し、平成 41 年度稼働予定とする新ごみ処理施設を盛岡市内に整備をすることを想定している。「県央ブロックごみ処理施設整備候補地選定業務委託[その 2]（以下、「本業務」という。）」では、この構想に基づき整備候補地の選定に係る業務の支援を目的とするものである。

2 委託業務名

「県央ブロックごみ処理施設整備候補地選定業務委託[その 2]」

3 業務対象区域

盛岡市全域

4 業務期間

契約締結日より平成 29 年 3 月 21 日

5 業務範囲

- (1) ごみ処理施設整備候補地選定支援業務 一式
- (2) 協議会が外部有識者等により構成し設置する「県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会（以下「検討委員会」という。）」及び協議会関係会議の運営支援業務 一式

6 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、次の必要書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 業務完了届
- (4) 月報（業務進捗状況及び今後作業予定の報告用）
- (5) その他必要な書類

7 仕様書の適用範囲

本仕様書は、「県央ブロックごみ処理施設整備候補地選定業務委託[その 2]」に適用する。なお、本仕様書に定めない事項や本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

8 関係法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同施行令」、「同施行規則」をはじめ、環境関連法令、同施行令、同施行規則など、関連する法令・規格等を遵守しなければならない。

9 守秘義務

受注者は、業務の遂行上、知り得た秘密を漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

10 打合せの実施及び議事録の作成

受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するために、本協議会と密接な連絡を取るものとし、毎月打合せを行う。なお、受注者は、打合せ終了後速やかに議事録を提出し、発注者の承諾を受けるものとする。

11 資料の貸与

本業務の実施において必要な資料の収集、調査は原則として受注者が行うものとするが、協議会及び構成市町等が所有する資料については、所定の手続きによって受注者に貸与するものとする。なお、受注者は、貸与を受けた資料のリストを発注者に提出し、業務完了時には全て返却するものとする。

12 検査及び引き渡し

- (1) 受注者は、業務完了時に完成書類等を提出し、発注者の検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は、発注者の過失による場合を除き、成果品納品後に不備あるいは誤り等が発見された場合には、速やかに訂正しなければならない。なお、これに要する費用は受託者の負担となる。

13 その他

本業務で履行した内容の全ては発注者の所有とする。また、成果品に関する著作権の全ての権利は発注者に帰属するものとする。なお、成果品の内容に使用された写真、イラスト及びグラフ等については、発注者が使用するにあたり支障がないものとする。

14 成果品

本業務の成果品は目録を含む以下のものとする。

- | | | |
|-------------------------------|---------|-------|
| (1) ごみ処理施設整備候補地検討調査結果報告書 | A 4 版製本 | 100 部 |
| (2) ごみ処理施設整備候補地検討調査結果報告書（概要版） | A 4 版製本 | 200 部 |
| (3) 検討委員会、住民説明会等の会議運営資料 | | 一式 |
| (4) 上記電子データ | | 一式 |

特記仕様書

1 新ごみ処理施設整備候補地の選定

本業務は、県央ブロックにおけるごみ処理施設整備候補地の選定について検討するものである。検討に当たっては、整備候補地の地元住民の理解が得られるように客観性、公平性等の観点に十分配慮して整備候補地の抽出や比較検討を行うものとする。

また、平成 27 年度における検討委員会での決定事項及び協議事項に基づき、本業務を遂行しなければならないことから、受注者は契約締結後速やかに、発注者から「平成 27 年度実施の『県央ブロックごみ処理施設整備候補地選定業務委託』成果品（以下、「平成 27 年度成果品」という。）」の一部を借用し、速やかに資料作成等を行うものとする。

なお、資料の作成に当たっては、平成 27 年度成果品のデータ加工及び本仕様書に基づき作成するほか、検討委員会で検討された内容と協議会との打合せを踏まえ、情報収集や調査等を行い作成するものとする。

※平成 27 年度に開催した第 1 回から第 4 回までの検討委員会について、会議概要議事録及び当日配布資料は盛岡市ホームページにおいて公開しているので、必要に応じて経過及び内容を確認すること。

掲載アドレス http://www.city.morioka.iwate.jp/gomi_recycle/28628/index.html

(盛岡市ホームページトップページ > 生活情報 > ごみ・リサイクル > ごみ・リサイクルについてのお知らせ)

(1) 整備候補地の第 2 次選定（第 1 次整備候補地 10 箇所から 12 箇所程度）

第 1 次選定で抽出された調査対象地 466 箇所の中から、第 1 次整備候補地として 10 箇所から 12 箇所程度選定するため、次のとおり絞込みを行うものとする。

① 第 2 次調査対象地の選定

第 2 回検討委員会（平成 27 年 11 月開催）で設定した立地回避要件「埋蔵文化財包蔵地」と第 4 回検討委員会（平成 28 年 2 月開催）で設定した「評価対象エリア」による除外要件及び「アクセスの容易性（主要道路から 1 km 以上）」により数百箇所まで絞込み、第 2 次調査対象地を選定する（平成 27 年度成果品において「評価対象エリア」及び「アクセスの容易性」について絞込みを実施済）。

② 第 3 次調査対象地の選定

「評価項目及び判断基準」のうち、「重要要素」等を参考とした絞込み要件を検討し、数十箇所まで絞込み、第 3 次調査対象地を選定する。

③ 第 1 次整備候補地の選定

「評価項目及び判断基準」のうち、「重要要素」等を参考に平成 27 年度成果品の地図情報システムから評価可能な項目「簡易評価項目」を設定し、第 3 次調査対象地を 10 箇所から 12 箇所程度まで絞込み、第 1 次整備候補地を選定する。

(2) 整備候補地の第 3 次選定（第 2 次整備候補地 5 箇所から 6 箇所程度）

① 評価項目の設定

第 1 次整備候補地を対象とし第 3 次選定として 5 箇所から 6 箇所程度に絞込むため「評価項目及び判断基準」を設定し、評価する。

また、第3次選定にあたっては、新ごみ処理施設の建設・運営が効率的かつ妥当性を持って実施できることを確認するためのものであり、基本構想の考え方を踏まえ、主な評価項目として次のものを想定する。

なお、各項目については調査や試算を行い、評価するものとする。

- ・技術面
- ・環境面
- ・土地利用面，用地取得の可能性
- ・経済面
- ・維持管理面
- ・余熱等利用面
- ・その他

② 第3次選定の実施

第1次整備候補地について評価し、第2次整備候補地として5箇所から6箇所程度に絞込むものとする。

(3) 整備候補地の第4次選定（最終候補地3箇所程度）

① 現地調査の実施

第2次整備候補地を対象とした現地調査を行い、比較検討のための基礎データを収集するものとする。

なお、現地調査時に発生する検討委員の交通手段及び日当等は本業務の費用には含まない。

② 評価方法の検討

第2次整備候補地を3箇所程度まで絞り込むため、評価項目の重みづけの設定など、第4次選定方法について検討し選定する。

③ 選定の実施

最終候補地について上記評価方法に基づき第4次選定を実施し、最終候補地として3箇所程度に絞込むものとする。

(4) ごみ処理施設整備候補地検討調査結果報告書

報告書のとりまとめは、次の内容に留意して整理するものとする。

- ① 検討委員会における選定経過及び結果内容
- ② 環境アセスの留意事項
- ③ 環境・景観の配慮事項
- ④ 施設の付帯機能（還元施設等）
- ⑤ その他留意すべき事項

(5) 閲覧システムのデータ作成

本業務で作成したレイヤー及び図面等は、レイアウト等の概観を調整し、確認及び印刷等行えるよう作成すること。

2 新ごみ処理施設整備候補地選定に係る検討委員会等の運営支援

整備候補地選定のために開催する以下の会議支援を行うものとする。

(1) 検討委員会

- ① 会議資料の作成支援
- ② 会議出席
- ③ 全文議事録及び要点議事録の作成

《開催スケジュール（全7回実施予定）》

- 1回目（平成28年5月）：第2次調査対象地の選定，第3次調査対象地選定方法検討
- 2回目（平成28年6月）：第3次調査対象地の選定，第1次整備候補地選定方法検討
- 3回目（平成28年7月）：第1次整備候補地の選定，第2次整備候補地選定方法検討
- 4回目（平成28年8月）：第2次整備候補地の選定，最終候補地選定方法検討
- 5回目（平成28年9月）：最終候補地の現地調査及び確認
- 6回目（平成28年10月）：最終候補地の選定
- 7回目（平成28年11月）：ごみ処理施設整備候補地検討調査結果報告書のとりまとめ

(2) 住民説明会（最終候補地3箇所程度決定後__3回実施予定）

- ① 会議資料の作成支援
- ② 会議出席
- ③ 全文議事録及び要点議事録の作成

(3) その他必要とする関係会議

協議会から出席を求められた場合，年2回程度開催する会議に出席するものとする。